

# 「改憲の限界」について学びましょう！

## 日本国憲法前文（抜粋）

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その

福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

## 東北大学で働くすべての皆さん！

昨年夏、平和主義を定めた憲法第9条の解釈改憲を閣議決定で行うという立憲主義違反の暴挙を行った安倍首相は、なおも明文改憲への執念を崩さず、憲法について「国民的論議を起す」と言っています。もちろん、憲法改正には、第96条の規定に従って国会の両院の議員総数の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で投票数の過半数の承認を得なければいけないというルールがあります。しかし、「それさえすれば、どんなに国民の自由と権利を制限する改憲でもしてよいのか」—それが今回の学習テーマです。たとえば、

- ・ 近代憲法とは、立法府＝国会、司法府＝裁判所、行政府＝内閣ほかの全ての国家権力に対して「これはするな。これをしろ」とする「国民から権力への命令書」です。憲法が権力を縛ることによって権力の濫用から国民の自由と権利を守っているのです。それが立憲主義であり、近代国家の常識です。
- ・ しかも、上に引用した「日本国憲法前文（抜粋）」にあるように、日本国憲法は、憲法自身までも縛っています。だからこそ、

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

と、国民ではなく帝国憲法下の主権者であった

天皇、行政にあたる国務大臣はじめ公務員、司法にあたる裁判官のほか、改憲を含む立法にあたる国会議員までもが日本国憲法を尊重・擁護しなければならない、と名指しているのです。

- ・ ところが、現在与党自民党が示している「日本国憲法改正草案」では、まったく逆に

第102条第1項 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

なる条文が新設され、「前文」からは上に引用した部分がすっかりなくなり、しかも、天皇には憲法尊重擁護義務が課されていないのです！これはもはや「権力から国民への命令書」であり、近代憲法とは全く逆の性質のものです。

- ・ その他にも、同「草案」には「人権相互間の矛盾・衝突を回避する原理」であるはずの「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」にすり替えてしまったり、「個人」という語を「人」という語にすり替えることにより「個人主義」の根拠をなくしてしまったり、果ては表現の自由に強い制約を科したりといった重大な問題点がたくさんあります。

第96条の手続きを踏めば、こんな改憲でも許されるのか、改憲はどこまで許されるのか、また、世界の常識に反するような改憲論に立ち向かうにはどうしたらよいのか、今回はこのことについて考えましょう。皆様の参加をお待ちしています。

- ◆ 日時：2015年3月10日（火）18：30より  
（質疑応答および討論を含めて1時間半～2時間の予定）
- ◆ 場所：片平キャンパス 多元物質科学研究所  
素材工学研究棟2号館（南2号館）1階103号室（セミナー室）
- ◆ 講師：草場裕之弁護士（草場法律事務所）
- ◆ 演題：改憲の限界について

東北大学職員組合（電話 227-8888 fax227-0671 [info@tohokudai-kumiai.org](mailto:info@tohokudai-kumiai.org)）

次ページに会場までの案内図を掲載しています。

